

第七回 参議院電気通信委員会會議録第九号

昭和二十五年二月二十八日(火曜日)午前
十時二十三分開会

本日の會議に付した事件

○電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○電波法(内閣提出)

○放送法(内閣提出)

○電波監理委員会設置法案(内閣提出)

○委員長(松野喜内君) 只今から電気
通信委員会を開会いたします。

先ず電信電話料金法の一部を改正する
法律案の内容を政府当局からお伺い
いたします、それから質疑に入りたいと思
います。

○政府委員(親勉君) 御審議をお願い
いたします料金法の改正でございますが、
これは前の国会におきまして、警
察通信施設を電気通信省に移管する法
律が国会の審議を経てすでに実施いた
しておるわけですが、その際におきま
しても料金につきましては御意見があ
つたところでございます。それで結
局この内容は、只今までは距離によ
りまして料金の率が違つておつたの
でございますし、大体平均を取りまし
と、その専用料金を申しますのは、大
体一日二十通話あるものとしてそれ
に普通料金をかけて一年分をとる、こ
ういう恰好になっております。今回の
改正によりましてこれが新聞、放送等
と同率の料金になるものでありまして、
即ち一日五十三通話あるものとして普

通話料金をかけ、それに一年の日に
ちをかける、こういう結果になってお
ります。その結果大体現在の料金によ
ります。収入は年間五億一千万円程
度でございますが、改正料金によりま
して九億九千万円、約十億円というこ
とになります。これは警察の使用して
おりますところの市外電話の専用線だ
けの問題でございます。その他のもの
につきましては影響がございません。

それから警察その他となつておりま
す、これは刑事訴訟関係、或いは鉄道
というものに対しては、これらは現在
専用してゐる数は非常に少ないのでござ
います。これの大体在来の料金によ
ります。只今までの収入額は年間大体
四十万程度でございます。料金値
上の結果九十三万程度になります。

内容は大体そういうものでございま
す。ただ料金を改正と同時に、警察等
につきましては在来短期専用を認めて
おりませんでしたが、これを新聞通
信、放送と同様に短期専用を認めると
いうことで、その條文も併せて一緒に
引出したという、こういう形になつて
おりますが、極めて簡単でございます
が、大体そういうわけでございます。

○委員長(松野喜内君) 只今から質疑
に入ります。御質問を願います。

○小林勝馬君 質問をいたしたいので
あります。政府はこの値上によりま
して大体実費が賄い得るかどうか、こ
の提案理由によりまして、實際必要な
経費を賄い得るよう現行料金の約
二・三倍に引上げると書いてあります

が、その点はどういうふうでございま
すか。

○政府委員(親勉君) これでも尙少し
実費を賄えないのでございまして、私
共の只今の計算におきましては、約六
千三百万円程度の赤字という計算にな
つております。併しながら御承知のよ
うに今度の料金改正につきましては、
料金体系全体につきまして尙相当考究
すべき問題が残されておりますし、私
共も当初におきましては、おの他の料
金につきましても若干の是正をいたし
たかつたのでございまして、最小限度
に限定いたしまして、その他の料金の
是正につきましては、更に別の機会に
御提案するところの考えの下にこれだけ
を出したわけでありまして、その際にお
きまして、新聞、通信等より更に値上
するということもどうか考えられま
したし、ほほそれと全く同様にしてし
て計算した結果尙若干の赤字がある、
こういう結論になつております。

○小林勝馬君 只今の御説明で大体赤
字がまだ出るというふうな御説明であ
ります。近い将来に又再値上をする
御予定かどうか、その点を伺いたい
と思ひます。

○政府委員(親勉君) 近い将来とい
うことでもありませんが、私共としま
しては、料金というものは最も合理的
に、而も狙いとしてしまはざるだけ
安くという考えの下にいろいろ拡張整
備の計画その他も考えておるのでござ
います。できるだけ料金の値上とい
うことは避けたいという考えでござ

ます。併しながら著しく不当のものに
つきましては、全体のバランスから見
まして公平なる負担をお願いするとい
う意味合で、これも料金の値上とい
うことになりましたが、尙新聞、通信
等、近い将来に値上するかどうかにつ
きましては慎重に考慮を要するのであ
りまして、全体の料金のバランス、公
共性等から考えまして、今ここで近き
将来において値上する考えであるとい
うことはまだ申上げられない状態にな
つております。

○小林勝馬君 現在の料金表から見ま
して、日本放送協会に対してのみ特別
料金になつておるのだから、将来はい
ゆる民間放送ができるから、日本放送
協会というふうに限定せずに放送関係
乃至は放送事業というふうにするべき
ではないかと思ひますが、この点は
どういうふうにお考えになつておりま
すか。

○政府委員(親勉君) 大要御尤もな御
質問でございますが、日本放送協会と
出しましたのは、現在におきましては
放送事業を経営しておりますのは單一
の企業体でありますので、それを出し
たのでございます。而も日本放送協会
を特別の低額料金といたしましたのは、
新聞、通信社と同様公共性という
ことに鑑みてやつたのでありまして、
必ずしもこれが社団法人とか何とかい
う意味合でやつたものでもありません。
全く事業の公共性という観点から
できておるものでございまして、將
来民間放送ができた場合におきまし

て、この公共性が新聞、通信、現在の
放送協会と同様のものでありまする
ば、当然考慮されなければならん問題
だと思つておりますが、結局公共性
という点によるものと考えております。

○小林勝馬君 現に今電波三法案を審
議してゐる最中でありまして、民間放
送は当然出て来る、出て来ることは
つきり分つておつて、今の御説明によ
りますと、公共性があるかないかによ
つて値上乃至は特別料金にするしな
いということを決するといふふうにお
聞きしましたが、広告放送であつて
も、この放送事業に対しては通信社と
同じような特別料金にすべきだと思
うのですが、その内容如何によつてそ
ういふような特別性をとられる御意
思なのか。それと放送に対しては今度
民間放送ができ上つた場合には、いず
れの放送に対しても通信社と同様の取
扱をして行かれるのかどうか。その点
伺ひたいと思ひます。

○政府委員(親勉君) その点は全く放
送事業の公共性ということを考えてや
るのであります。普通いわれる民間
放送或いは広告放送と言われており
ますが、非常に公共性のある而も一般
に営業広告じやなく、その大部分と
いうものはいわゆる公共的な放送であ
るといふふうな考えますれば、どうし
てもこれは日本放送協会と同様にこの
低額料金で行くといふことになるべき
ものと考えております。

但し、私共の際特にこれを入れな
かつたのは、尙法律案も決定いたして

おりませんし、又實際問題といたしまして今予想されますところの問題は、これから民間放送が設立の準備をいたしましてやる場合、市外専用線というものを直ちに御使用になるかどうかという点も、大部分は市内専用その他で賄なれるものと考えますし、大体市外専用というものはそう直ぐというふうにも考えておりませんし、その際において今お話のように実際に実現いたして参りますれば、処置いたして参りたいと考えております。

○新谷實三郎君 今の小林委員の質問の点についてありますが、これは郵局長が第二回国会の当時放送法案の審議のときにおられなかつたので、いろいろ今のような疑問が起つておるのではないかと思うのですが、第二回の国会の時にこの放送事業法が審議されました際に、この問題は当時の通信省で非常に議論のあつた点であります。それで民間放送と日本放送協会の放送との間に若干性格的にも、法律的にも違いがあるというところは否定できない。主たる違ふ点は財源を一方は聴取料に求め、一方に広告料に求めるといふ財源の点が、非常に根本的の相違になつておつた。放送という点から言ひましては、やはり同じように日本の文化を高め、社会教育にもなり、国民娛樂にもなるという点においては同じような意味合の公共性を持つておるものだから、このことを委員会では考えておつた。従つてその間も電通大臣にも民間放送を助長する意思があるのかどうか、それについて法規的には余りはつきりしておらんけれども、法規の運用によつてどうされるかというようなことにつきまして、委員会でもお聞きし

たわけであります。私の考えでは當時も申し上げたのですが、日本放送協会に對して電通省が提供するような特権、恩典というふうなものは、これはやはり民間放送も助長する意味から言つて同じような待遇を與えてやらなければならぬ。但し土地收用法とか或いは聴取料というふうな法律で決められたものは論外ですが、實際業者達によつてやれるようなものはやはり考えてやらなければならぬということを申し上げたのです。そして安定本部或いは大蔵省方面でも例えば建設面の資材とか資金の問題、これらについてもできるだけ同じような方法で以て助長育成して行こう。こういうふうになつておるわけですが、この点から言ひますと、今はまだ民間放送はできておりませんが、ここに予め書いて置くというのとはどうかと思われれるのですが、併し両方の法律案が出ておりますから書いて書けないことではないと思ひます。内容にはいろいろの場合があるもので必ずしも日本放送協会と同じような運用の仕方をするかどうかが疑問ではありますけれども、想像するところによると大体やはり市内もありますが、各地を結んだ放送というものも当然なければならぬと思ひます。そうしますと、市外線の専用という問題も当然起つて来る。でありますから、この点は今申し上げたような意味合から今ここで措置をして置くか、或いは今後他の方法で、つまりここに書かないでも措置ができればそれでいいが、それがなければ一般放送事業者というふうな言葉を挿入して置くか、その点を考慮された方がいいのではないかと私も考えます。

○政府委員(榎勉君) 決して反対して

おるわけではないのでありまして、御趣旨の点は全く同感でございます。ただこの際放送事業という言葉を入れてなかつたのはそういう趣旨でございまして、只今おつしやられたような形ならば、当然我々としても低額料金で行くという用意を持つております。

○小林勝馬君 結局この値上をして一般の料金等との差と申しますか、大体これだけの値上をして割引率というか、その割引されたものはどのくらいの結果になりますか。

○政府委員(榎勉君) 大抵現在の主要区間の通話と申しますのは、一日百通話からひどいところになりますと百六十通話、而も御承知のように相当緊急な通話におきましては特別緊急通話というもので申込まれるわけでありまして、これは御承知のように三倍の料金ということになる、だからして平均を八十通話としましてそれが三倍の料金の特急通話であるというならば二百四十通話、然るにこの料金は五十三通話でございましてそれに比しまして相当安くなるということはお解り願ひなさいと思ひます。然らば一般の銀行、会社等が市外専用を持つ場合にはどうかと申しますと、一日二百通話として計算いたしております。この二百通話は考えようによつては非常に大きな通話の用に考えられますが、現在の市外通話の設備状況から見れば、これを三で割りますれば六十通話の実質しか持つていないということ、一般の市外専用は二百、新聞、通信、今度の警察等は五十三通話ということで非常に減額になつております。

○新谷實三郎君 ついでに何つて置きますが、私最近の料金ということはよく知らないから間違つた質問かも知れませんが、官庁等に対して特別料金を設定せられるのはこの専用電話の場合だけでございませうか。例えば従来ありまして設備負担金というふうな規定も何か特例があつたような氣もするのです。独立採算制という建前から参りますと、今のところでは電信電話事業も官業になつてはおりますけれども、余程考え方を變えて行かないと、警察料金ばかりでやつておるのは一般の加入者にそれだけ負担をかけるということになると思ふ。それで特殊の事情があつて特別の料金を設定しなければならぬという極めて特殊な例外は除きまして、やはり一般加入者と同じように扱つて行くのが適當だろつと思ひます。現状はそうなつております。それに対してどういふふうな考え方を持つておられるか、これはむずかしい問題だと思ひます。

○政府委員(榎勉君) 現在は御承知の通り官庁に対して特別の取扱いはいたしております。設備負担金等につきまして特例を持つておつたのは御指摘の通りであります。現在は千八百円というものは官庁でもとりまします。市外専用につきましても一般の官庁は全く待遇を別にいたしてないのでございまして、やはり通産省が地方の機関に専用線を持つ、或いは農林省が持つという場合におきましても一般と同じように一日二百通話で計算せられたる料金が取られておる、殆んど現在區別しておりません。私共勿論電氣通信事業といふものの経営から見まして、而も全体の公平な負担という点から考えておりますが、尙、公共性の強いものは電報料については相当あると思ふのであ

○政府委員(榎勉君) 別にお異議もございませうですから、これから討論に入ることにいたします。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひとうございませう。

○小林勝馬君 大体この本法案に對しましては賛成するものでありますが、一言申述べて置きたい点があります。それは先般新聞紙上にも発表されましたように、官庁の電話料の滞納が相当に上つておる、あゝいう事実があるのに拘わらずここで官庁の電話料を三百六十倍に値上をする、乃至は一般の専用料を百六十倍にするというやうなことに相成りますが、これが結局値上しても實際問題として徴収が非常に不円滑に行つたんでは何にもならないので、この点を特に御留意の上この法案の施行に當つて頂きたい。それから今質問においても申述べましたように、放送事業その他の専用料、いわゆる民間放送の場合ですが、我々の考えとしてはしつても公共的の面が非常に多い、かように考えますので、放送協会同様に、乃至は通信社同様にこの民間放送の市外専用料その他の料金を早急に法案設定の上は改正して、この放送

ります。併しながらこれは純然たる民營的な形にも考えられませうし、尙公共性の特に顯著なものはあると思ひますが、大体の料金につきましてはその利用の形体によつて區別する、主体によつては余り區別しないというふうな考へて行きたいのであります。

○委員(松野喜内君) 他に御質疑はございませうか。別に御質疑ありませんでしたら討論に入りたいと思ひます。御異議はありますか。

○委員(松野喜内君) 他に御質疑はございませうか。別に御質疑ありませんでしたら討論に入りたいと思ひます。御異議はありますか。

事業を育成して行くように処置をされんことの條件を附しまして、賛成するものであります。

○委員長(松野喜内君) 他に御意見はありませんか。別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松野喜内君) 御異議ないものと認めます。それではこれから採決に入ります。電信電話料金法の一部を改正する法律案を議題といたします。原案通り可決することに御賛成の方は御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○委員長(松野喜内君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつて予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨及び表決の結果を報告することとしたして御承認を願うことに御異議はございませんでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松野喜内君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、順次御署名を願います。

多数意見者署名

小林 勝馬 新谷寅三郎
橋本萬石衛門 大島 定吉

○委員長(松野喜内君) 御署名洩れはございませんか。ないと認めます。速

記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松野喜内君) 速記を始め

て……
○小林勝馬君 先般から放送法案につきまして公聴会その他を開きまして、公聴人からもいろいろ御意見を承つておりますが、尙この委員会としてしましてもまだ不十分な点乃至はいろいろな点がまだ残つておりますので、一問一答の形式を以て多少突込んで聞きたい面もありますので、明日午前十時から放送協会、新聞協会、電通、朝日放送、ラジオ日本、この五社の人々を呼んで一つ懇談会的にいろいろ御意見を承りたいという只今の懇談会で話し合いの点を、一つ実行に移して頂くようにお願いしたいと思ひます。

○委員長(松野喜内君) 皆さんにお諮りいたします。只今小林委員から明日は特に五社を呼んで懇談会を催すという御要望です。これを催しますことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松野喜内君) ではさよう取計います。
○委員長(松野喜内君) 次は電波、放送、電波監理委員会設置の三法案に対する質疑に入りたいと思ひます。

○小林勝馬君 じゃ電波法案の質疑をこの前に引続きまして、第二章から質問したいと思ひます。

第四條におきまして、電波が著しく微弱な無線局で定めるものについてはこの限りでないというふうになつておりますが、この微弱な無線局という表現の仕方をしてありますが、どの程度

のものを微弱な無線局としてやられるのか。その点をはつきりして頂きたいと思ひます。

○政府委員(網島毅君) お答えいたします。この無線局と申しますのは、第二條の第五号にありますが「無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう」ということであります。この無線設備という点になります。ここにも定義がございます。すなわち、「無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう」ということになります。従いましてこの定義で解釈しますと、いわゆる無線施設そのものではなくして、その無線施設のいろいろな測定のために使うところの器具、機械、そういうものも入ることになります。言い換えまするならば、例えば波長計、これは電波の周波数を計る機械であります。これは電波が何キロサイクルであるかという

ことを測定する機械であります。やはり電波を受ける設備になります。からして、この無線局の定義に入るものになります。従いましてそういうものがすべて入つて参ります。この法律によりまして、無線所有者でなければ使えない、その他いろいろむづかしい條件が出て参ります。それらのことは實際に適當ではございません。で、ここではそういう不合理を避ける意味で除外的な規則を作つておるわけでございます。例を申し上げます。ならば、只今申しました波長計、それから受信機のいろいろの感度とか或いは選振度などを測定するために使いますところの標準信号発生機、それから又電波の強さを測る電界強度測定機、

その他いろいろの電波の質を監視するところの測定機まあそういうものを考へておるわけでございます。

○小林勝馬君 同條の第二項におきまして「無線局は、国でなければ、開設することができない」と、これは従前の無線電信法における「政府之ヲ管掌ス」とあるのを、第一條におきまして、「公共の福祉を増進することを目的とする」というふうなふうにわざ／＼訂正してありますが、ここにおいては、又元に戻つたやうに「国でなければ、開設することができない」というふう

に限定して、いわゆる何と申しますか、独占事業というふうな、ここで又元に戻しておるのが腑に落ちない点があるのでございますが、尙、今又御説明の小さな測定装置その他無線局と認めるということになります。いろいろな微弱なものまでも全部国でなければ開設することができないと解釈すべきか。その点をはつきりと御説明願ひます。

○政府委員(網島毅君) この第二項は、只今お話がございましたお説の通りではないのでございまして、成る程現在の無線電信法の第一條に「無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス」ということがございまして、これはいわゆる一般不特定の多数の人間を相手とした無線通信の外にいろいろ無線の利用があります。それらを一併含めて「政府之ヲ管掌ス」というのであります。ところでこの電波法におきましては、その政府管掌するの觀念を止めて、電波というものは国民のものである、これを最も能率よく効果的に、公共の福祉に沿うように利用するために若干の統制を加える、そ

の統制を加える範囲がこの電波法の中に記載された條文であるというふうになつておるのであります。そうなつて参りますと、現在国が經營しておりますところの公衆通信、これも全部民間でもやれるということになるのであります。この公衆通信を國營にした方がよいのか、民營にした方がよいのか、これは非常に大きな問題でございます。御承知の通り現在いろいろ分野で研究されておる問題でございます。従いまして、電波法におきましては、この公衆通信につきましては、取り敢えず現状の形を維持するというふう

に考えまして、現在国でこれをやっておりますので、この「公衆通信業務を行うことを目的とする無線局は、国でなければ、開設することができない」というふうな規定したのでござい

ます。従いまして、これは飽くまでも公衆通信をやることを目的として開設される無線局のことでありまして、一般の船でありますとか、或いは漁業用の無線局でありますとか、その他国内あらゆる分野に無線を利用する分野がございまして、それらのものはここでば入らないのでございまして、尙、公衆通信の問題に關しましては、いづれこれに關する法律が出ますときに、必要があればこれは訂正したいと考えております。

○小林勝馬君 次に第五條の不適合者、いわゆる免許を與えない條項に、第五項におきまして、その刑に処せられ、その執行を終り、又その執行を受けることがなくなつてから二年間が許可しないと、こういうふうなされた

根拠、二ヶ年という根拠、もう執行を終つてしまつて青天白日であるならば、何も二ヶ年もする必要ないぢやないかと思ひますが、この点どうですか。

○政府委員(網島毅君) この電波法案及び放送法案に規定しておりますところの罪は、電波の利用に関するものでございまして、而も重大な規則、法律違反というやうなものでございまして、この違反行為を行いました者が刑の執行を終えまして、そのことによつて直ちにその刑が消滅するというものではないです。一応形式的には執行は終るものであります。刑を受けたという事実、刑法上におきましては累犯加重されておるのであります。一定の効果をもち続けるわけでございまして、従ひまして、この重大な電波法或いは放送法の違反を行いました者は、更にその後におきまして同じやうな罪を犯す危険が絶たないとは言えないのであります。そういう意味合から、この執行を終えた後も二年間は無線局の免許を與えないということにしてあります。尙この期間を二年といひましたのは、外の立法例もございまして、それらも斟酌いたしました。あれこれ比較検討いたしました末、この程度が適當であらうかと考えた次第でございまして。

○小林勝馬君 第七條におきまして、「申請書を受領したときは、その申請が左の各号に」云々ということに相成つておりますが、これは何ら期限もなければ、直ちにやるとかいうやうなものでもない、これは何日間置いてもよいということに相成つておりますが、これは立法の精神は、大体どのくらいの

日数の程度でこれをやる御意思であるか。その辺を承りたいと思ひます。

○政府委員(網島毅君) 勿論この認可の申請に対する行政処分は早くなければいけないわけでありまして、これは現在におきまして、或いは電波監理委員会ができて、同様にございまして、その早くしなければならぬという趣旨は、この検査が終りまして免許を與えるときに、遅滞なく速かにしなければならぬというやうなことが記載されておるのも、政府の考えを御了解できると思うのであります。特に第七條にそういうことを書きまされて、現在占領下にあります我が国におきまして、関係筋から日本政府宛の覚書によりまして、或る周波数範囲のものは事前に關係筋に協議しなければならぬことになつております。そういうこともございまして、又この電波監理委員会ができてからは、非常にむづかしい許可の場合には審理手続を準備するということもございまして、はつきり何ヶ月以内と、或いは何週間以内ということは書けないのでございまして、大体の私共の心構えをいたしましては、大体一月以内には是非こういう手続は完了すべきものであらうと、こういうふうに出ておる次第であります。

○小林勝馬君 同條第四号に「無線局の開設の根本的基準」ということに相成つておりますが、根本的基準の概略を承りたい。

○政府委員(網島毅君) この根本的基準と申しますのは、この第七條の第一号、第二号、第三号に書きまされた以外

に、いわゆる電波監理委員会が將來の日本の電波行政をやる場合におきまして、漁業無線或いは又国内無線等に関するやうな方針の決定をやるかという、いわゆる許可の方針の問題でございまして、これを普流に言ひますならば、無線行政のポリシー、いわゆる政策と申すべきものでありまして、一例を挙げますならば、その局を開設することが公共の利益或いは利便になるかどうか、又そういうことが必要であるかどうかというやうなことで、それから又その局を開設することがすでにでき上つておるところの無線局に對しまして、重大な運用上の支障を與えないかどうかというやうな問題がございまして、従ひまして、そういう基準を予め作りまして、そうして許可の際の方針としたのであります。併しなからこの基準をいわゆる從來のやうに独断的に官庁におきましてこれを公表することなく、全くその考え一つで以てどうにも変るといふことでは今後民主的な行政を行う上において不適当と考へますので、ここには電波監理委員会の規則で決めるということになつております。この規則を制定する場合にこれは公聴会を開きまして、一般の意見も十分取入れまして、この基準を決めようということにしておる次第であります。

○小林勝馬君 第八條第五号の「運用許可時間」といふのは、從來言われておる執務時間という意味ですか。それともどういふやうな意味にこれは解すべきですか。

○政府委員(網島毅君) これは執務時間とは多少意味が異ります。執務時間と申しますのは、この法案にありま

するやうに、どうしてもそれだけの時間は執務をしなければならぬ、いわゆる強制された時間でございます。そこでこの第八條の「運用許可時間」と申しますのは、この無線局は何時から何時まで運用してよろしいという時間でありまして、従つてその時間中運用しなければならぬということとはございしません。このうち何時間でも必要によつてやつても差支ないものであります。一例を申し上げますならば、將來民間放送が出て参りました場合に、波長その他の問題からして、或る民間放送局には一日中の何時から何時まで、それから次の放送局には何時から何時まで、いわゆる時間割當によつて免許するということも予想されますので、こういう規定が必要であると存じておる次第であります。

○小林勝馬君 十一條におきまして、「期限超過後二週間以内」云々というに相成つておりますが、これは一方的でいゆる電波法の方は御都合がよいのですけれども、第七條におきましてさつきも質問いたしましたけれども、自分の方で受理したものは日限も付けないけれども、御自由でなんぼ遅れても構わないというやり方でありながら、一方の民間側乃至申請者側からのものはもう二週間以内という限定をされて、そうしてその免許を拒否しなければならぬ、免許をわざ／＼拒否しなくちやならないといふのはどうも不合理だと思ひますが、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(網島毅君) この第十一條におきまして、二週間以内という條件を設けましたのは、これはこの免許を與えるために政府におきましていろいろ

な行政上の手続をしなければならぬが、それが無制限にいつまで遅れても差支ないということになります。と、非常に不都合を生じます。従ひまして、この第八條におきまして、予備免許を與えまして、そうしてその工事が落成した後の届出というものが出て参りませんと処置ができません。従ひましてこれを二週間以内と切つたのでございまして、然らば何故二週間でなければならぬといふことでございしますが、これは大体郵便その他の現在の状況を考へまして二週間あれば大体この手続はできるといふやうに考えた次第でございまして。而もこの届出がないときは拒否しなければならぬことになつておりますが、これは再延長という方法もございしますので、若し／＼な支障で以て期限までに工事が落成しない場合にはその延長の申請をすればいいのであります。その申請も二週間以内には十分できるという考えを持つてゐる次第であります。尙この電波監理委員会は免許を拒否しなければならぬといふやうになつておりました、非常に自由裁量の範圍がないのでございまして、この免許を拒否するかしないかといふことは非常に重大な問題でございまして、これを行政の自由裁量に任せるといふことは、今後の民主的行政という見地から考へて適當ではないと存じておる次第であります。従ひまして、この自由裁量を禁止する意味で免許を拒否しなければならぬといふやうにした次第であります。尙只今申し上げましたやうに、期間の延長はできますからして、その届出さえて頂ければ拒否されなくて済む次第であります。

る行政上の手続をしなければならぬが、それが無制限にいつまで遅れても差支ないということになります。と、非常に不都合を生じます。従ひまして、この第八條におきまして、予備免許を與えまして、そうしてその工事が落成した後の届出というものが出て参りませんと処置ができません。従ひましてこれを二週間以内と切つたのでございまして、然らば何故二週間でなければならぬといふことでございしますが、これは大体郵便その他の現在の状況を考へまして二週間あれば大体この手続はできるといふやうに考えた次第でございまして。而もこの届出がないときは拒否しなければならぬことになつておりますが、これは再延長という方法もございしますので、若し／＼な支障で以て期限までに工事が落成しない場合にはその延長の申請をすればいいのであります。その申請も二週間以内には十分できるという考えを持つてゐる次第であります。尙この電波監理委員会は免許を拒否しなければならぬといふやうになつておりました、非常に自由裁量の範圍がないのでございまして、この免許を拒否するかしないかといふことは非常に重大な問題でございまして、これを行政の自由裁量に任せるといふことは、今後の民主的行政という見地から考へて適當ではないと存じておる次第であります。従ひまして、この自由裁量を禁止する意味で免許を拒否しなければならぬといふやうにした次第であります。尙只今申し上げましたやうに、期間の延長はできますからして、その届出さえて頂ければ拒否されなくて済む次第であります。

○小林勝馬君 今の御説明で、二週く
らしいの期限だと適當だと、これは役所
の御都合をおつしやつて、これは申請
者の都合じやなくて自分の方の御都合
をおつしやつたようなことで不滿でこ
ざいますけれども、この十二條におき
まして、自分の方は期限は付けてな
い。遅滞なく申請者に対し免許を與え
なければならぬ。とあつて、自分の
方だけは御自由につつかからぬよう
な條項ばかり見受けられますが、この
「遅滞なく」とは一体どれくらいの御
都合でしょうか。

○政府委員(網島毅君) 十二條の「遅
滞なく」という意味は、私共といたし
まして一週間乃至十日と考へておるの
であります。勿論その検査の結果が非
常に判定がむずかしいということに相
成りますれば、この電波監理委員會の
會議を開きまして、そこでいろいろ議
論いたしますために遅れたこともあり
ますが、私共としましては、一週間
乃至十日でいいんじゃないかと考へて
おります。

○小林勝馬君 引続き御質問したいん
ですけれども、今本會議が開かれたよ
うですから、一応このくらいで午前中
は打切つて頂いて、本會議が簡單なら
ば引続き午前中でもやりたいのです
が、さういふにお願いできたら……皆
さんにお諮り願ひます。

○委員長(松野喜内君) 小林委員の御
發言通り取つて差支ございません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(松野喜内君) 御異議ないと
認めまして、それでは休憩に入ります。
午前十一時十九分休憩

午前十一時三十三分開会

第十四部 電氣通信委員會會議録第九号 昭和二十五年二月二十八日【參議院】

○委員長(松野喜内君) 休憩前に引続
いて質疑に入ります。

○小林勝馬君 次に、十三條の「免許
の有効期間は、免許の日から起算して
五年」と、それから「(放送を目的とす
る無線局については、三年)」、こうい
うふうに差を付けられた理由と、五年
というのは一率に五年なのか、い
ろいろ一年、二年という制度もあるん
ですか、その点を御説明願ひます。

○政府委員(網島毅君) 御説明申し上げ
ます。御承知のように電波の利用は、
殊に最近のように電波技術が日進月歩
の状態で発達して行くという時代にお
きましては、数年前の規則なり、技術
というものはその後におきまして適
しないという状態になるのでありまし
て、このことは國際的なこの基準、
即ち國際條約におきまして、電氣通
信の條約は五年ごとに再検討するとい
うことになつております。同様のこと
は國內的にも考へられるのでありまし
て、私共もこの電波の利用ということ
につきましては、五年を大体一つのサ
イクルとして見ております。従いまし
てこの免許に關しまして、この五年
に一遍見直すという制度をとることが
適當であらうと考へたのであります。

勿論この見直しを申しまして、五年
ごとに全部帳消しにするのではござい
ませんで、無線の利用の面におきまし
て、それが十年、二十年と引続き行わ
なければならぬことはよく存じてお
ります。従いまして五年ごとに再検討
はします、従来の目的に合致して
行われておる、それから又引続き必要
性があるというふうなものは再免許の
手続きによりまして、免許の方針でや

つて行くというふうな考へておるの
あります。ところで放送につきまして
三年というふうな考へましたのは、特
にこの放送は利用面が非常に社会的に
影響が大きいのでありまして、一般公
衆のこれに対する関心も又それだけ大
きいと申さなければならぬと思いま
す。従いましてこの三年ごとに一応見
直しまして、果してその三年間この放
送法の目的に合致して行われておた
かどうか、公衆の利便、利益のため
になつたかどうかということも考へまし
て、再検討したいというふうな考へ
ておるのであります。勿論この放送につ
きまして、只今一般無線のところ
で申上げたように、その必要性があり、
又十分この法律の趣旨に副うて行われ
ているところの放送局は再免許される
ということとは當然でございます。

○小林勝馬君 今の答弁にちよつと足
らんと考へるのですが、一年、二
年という制度も考へるのですか。

○政府委員(網島毅君) 大体一般の無
線局は五年、放送局は三年というふう
に考へておりますが、特に実験的な
性質を持つたもの、或いは極く局所的
に移動体に積み込んで使うというよう
なもの、一年、或いは二年というふう
にしたいというふうな考へておりま
す。

○小林勝馬君 次に第十九條におきま
して、免許人が呼出符乃至周波数
の変更を申出たときは、混信の除去
その他に必要があると認めるときは
これを變更することができると、混信の
除去その他の必要という点で伺いた
いのですが、どういふ程度までこれを認
めて行くのか、その点を御説明願ひ
たいことと、もう一つ外の條で又後に質

問して伺いたいと思つておりますが、
電波監理委員會の方で周波数を変更し
て見たり、型式を変更して見たり、命
令することができるよう相成つてお
るのですが、そういう場合はその放送
会社乃至はNHKに対してその補償と
申しますか、何か政府において余儀な
く變更した場合は補償するようにな
る考へておられるのか、どうなのか。

○政府委員(網島毅君) 先ず第十九條
について御説明申し上げます。この場合
はこの免許人が先ず混信で困るから周
波数を変更して呉れということもござ
います。そのほか電力が足りない、即
ち通信がうまく行かないから、もう少
し電力を殖やして呉れというやうな場
合もあるものでありまして、そういう
うな場合にこの通信の目的を達成す
るために必要な變更はこれを認めよう
という趣旨でございます。尙この第十九
條の變更の承認は、無線局の目的その
ものを變更するといふやうな變更はこ
れは認めないのであります。即ちそう
いふものは又新しい無線局というふ
うに考へまして、免許の申請をやり直
すということに考へております。

それから電波監理委員會が免許の変
更を命ずる場合は、これは非常に輕微
な變更でありまして、七十一條であり
ますが、ここにも書いてございます
ように「当該無線局の目的の遂行に支
障を及ぼさず、且つ、その無線設備の
變更を要しないか又は輕微な變更を要
する」例へば波長を變へるのに石を交
換するとか、まあ金のかからない極く
輕微な變更で済むという場合に限つて
行ふのでありまして、従つてこの場合
は補償は考へておりません。補償を要
しない程度の輕微なものだけを命令で

きるといふふうな考へております。

○小林勝馬君 そうすると、今の第七
十一條にある範圍内しか變更はしな
い。もつと大きい變更をする場合は全
然考へられないという意味ですか。

○政府委員(網島毅君) お説の通りで
あります。従いましてこの電波法にお
きましては、特に免許の有効期間を五
年或いは三年と限定しまして、その免
許された間は最初の申請者の權利を
十分尊重するといふ趣旨でありま
す。

○小林勝馬君 分りました。二十條の
第三項によりまして、電波監理委員會
に届け出なければならぬというふう
に相成つておりますが、これは單に届
け放しでよろしいのか、それともそれ
に対して又官庁側として承認を與える
とか何とかといふことに相成ります
か。

○政府委員(網島毅君) これは届け出
だけでよろしいのであります。

○小林勝馬君 二十六條ですが、こ
の「周波数の現状を示す表を作成し、
公衆の閱覽に供しなければならぬ。」
これは一体どういふやうな形式を以て
そういう閱覽のことをやられる御意圖
であるのか。それから占領下でどのよ
うな手續で周波数が行われておるの
か。それから漁業に現在國際條約で許
されておる周波数帯から警察通信に派
山周波数と與えて、水産通信を圧迫し
ておるやうな現状であるが、この点
はどういふ理由でそういふやうにおや
りになつておるのか、御説明願ひたい
と思ひます。

○政府委員(網島毅君) この第二十六
條の周波数の公開というものは、電波行
政をいづる鏡の中の行政、どこから

見てもはつきりしておる行政をやりたい、やつた方がいいという見地から出た一つの現われでありまして、これは現在の波長のバンドで、どこをどういう無線局が使つておるといふ表を作つて、この表を電波庁或いは電波監理委員會の事務局、或いは地方の支部、部局に備へ付けて置きまして、公衆がそこへ来て見ることができるといふうにしたいと考えております。

それから現在の免許のやり方でございますが、現在は先程もお話申上げましたように、日本政府に宛てた関係筋の覚書によりまして、短波、中波、長波というところの電波を使う無線局は、事前に司令部の承認を必要とする事になつております。従いまして申請が出て参りました場合に、日本政府におきましてその申請が一般の公衆の利益利便になるかどうかという判断をいたしまして、認可することが適當であると考えた場合には司令部に申請しまして、その承認を得て許可をするという事に相成つております。

それから漁業無線の話でございますが、現在日本におきまして使つておるますところの波長は、本年の一月三十一日の統計でありまするが全体で……

○小林勝馬君 その点はどうぞ今そこで答弁がでないだろと思ひますから、これは資料で出して貰ひたいのですが、現在漁業無線に対して割当ててある周波数、時間及び局名、それから警察に與えてある時間、周波数、局名、同様に又海上保安庁に與えてある時間、周波数、局名、この一覽表を一つ後程提出して頂きたいと思ひます。

○政府委員(網島教君) 一覽表はできているから後程差上げますが、御質問に答へまして簡単に申し上げますと、現在、我が国で使つておるますところの波長は、全部で四百三十六波でございます。その中で警察関係に使つておるますのは四十五波でございます。漁業に使つておるますのは十八波でございます。この波はそれぞれ國際條約におきまして、使つた波が違ふのでありまして、警察の波を漁業方面に持つて行つて使つたことは條約上できません。従いまして警察を減らせば漁業が殖えるじやないかということにはならないのであります。併し我が国におきましては、漁業無線が非常に盛んでありまして、十八波では十分に目的を達成することはできませんので、昨年の九月ジュネーブで行われました第三地域會議におきまして、我が国からこれに対する波長の要求を出しました。その會議の結果三十七波というものが漁業関係に認められたのであります。これは我が国からオブザーバーとして出席しておつた施設監督部長の長谷君が非常に努力をした結果であります。私共非常に幸ひだと思つておる次第であります。この第三地域會議の結果が有効になりますのは、今年の九月に行われますところの特別主管庁會議でこれが承認されてからであります。従いまして来年度になつておると思ひますが、これが実行に移された後におきましては、我が国の漁業無線は大いに改善されると考えておる次第であります。

○小林勝馬君 次に二十七條の二項で「その船舶が日本国内の目的港に到着した時に、その効力を失ふ。」これは例へば外国で取得しても空船で来るのでなくて、荷物を持つて来て荷物を陸揚げをしてしまつたのが目的港と言ふのか、それとも最終のドックをしなければならぬと思ふのですが、ドックまでも加えて目的港と言ふのか、その最終が那辺にあるかを承つて置きたい。

○政府委員(網島教君) これはお説の第二番目のお話の通りであります。これはドックまで、即ちその船が日本に歸つて来て最後の目的港を達成する、いわゆる最終目的の港という意味であります。

○小林勝馬君 二十九條において、受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が云々とありまして、この支障を與えるものであつてはならないという條件を謳つてありますが、この第二條において受信は自由になつておる、その自由になつておるものをここで又制限をするというのはいわゆる他に妨害を與えるという意味なのか、それとも何かここで必要が外にあつて載せられておるのか、その点を承つて置きたい。

○政府委員(網島教君) 御説のように、受信設備は施設し、これを使つて電波を聞くことは自由でございますが、これから受信機の中の回路その他によりましては電波を逆に出すというものがございまして、そうなりますと、これは附近の無線通信に妨害を與えるということになりますので、この通信妨害を除去するといふ意味からこの規定を必要とするといふふうな考え次第であります。

○小林勝馬君 次に第三十條におきまして「人体に危害を及ぼし」ということをはつきり謳つてありますが、従来まで無線施設で人体に危害を及ぼしたことがあるのか、それともその数乃至はその実例を教へて頂きたい。それに対してどういう処置を現在まで取られたのか。今後又どういふうに具體的にやられるのか承りたい。

○政府委員(網島教君) 現在の私設無線電信無線電話規則におきまして、やはり無線設備は人体、人畜に危害を及ぼすものであつてはならないということになつておまして、この最近の無線送信機には全部、いわゆるドラスイッチというものが付いておりまして、ドアを開ければ自動的に高圧の電線が切れるといふうになつております。これによりまして保守者或いは運着者の危険というものが大いに、軽減されておると思ふのでありますが、たまたまこの故障を修理する場合にドアを開けて電線を一々切つて故障を修理する、又ドアを閉めて調整する、それが非常に面倒なものですから、ドア・スイッチをばかにして置きまして、手を突込むということがとき／＼遺憾ながら行なわれるのであります。そういう場合にその高圧に触れまして、いわゆる電撃によつて死んだという例は電氣通信省の無線局におきましても二、三ございまして、それでですから、こういう條項は是非必要かと考えております。

○小林勝馬君 次に三十一條でありまして「周波数測定装置を備へなければならぬ。」といふうになつておりますが、これは全無線局に備へつけるといふ意味なのか、それとも或る程度のもは免除する御意思なのか。例へば二百五十ワット乃至は小さな漁船その他に對しても一律にその装置を備へつけさせる御意向なのか、それとも一つは、例へば漁港等において陸上無線局が備へつけを持つておいて、こゝういふものをとき／＼入港するたびに測定してやつて是正して行かれる御意向なのか。その点を承りたい。

○政府委員(網島教君) これは全部につけさせるといふうには考えておりません。大体委員會規則で定めますものは、只今の御説のように小さな漁船といふものにこれを一々強制することは無理でありますのでこれを除外するつもりであります。尚これは除外いたしましたも、只今御説のようなこの港の無線局で測つてやるとか、或いは親船がございまして、親船にくつついて小さな漁船がある場合がありますから、親船が測つてやるといふことで十分目的を達成することができると考えております。

○小林勝馬君 次に第三十四條ですが、今度義務無線電信をこゝではつきりとされて、現在ではすべての船がメイン装置をつけたものが補助装置を付けないければならないということに相成つておるのに對しまして、こゝで「船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信」云々といふうに相成つておるますが、こゝういふことになりまして、漁船におきましては百ト以下になりますけれども、商船においては千六百トン以下のもは補助装置を付けないといふという解釈が成り立つておるようですが、メインを付けて、いわゆる予備を付けないといふこと、これをこれだけ範圍を狭めた理由、乃至はこゝういふうにやつて行か

れるということとはむしろ危険にさらされる。現在我が国の船舶は殆んどほろの船が多数であつて、そういう点からしても不合理じやないか。商船は千六百トン以下で付けないでいい船が出て来るが、漁船は五百トン以下でも付けないでいいというのが出て来るのじやないか。そういう点からいたしまして、義務無線電信と持て行かれたのはどういふことであるかを承わりたい。

○政府委員(網島毅君) 現在におきましても全部に装助装置を強制しておるわけではないのでありまして、特に指定する場合は付けないでよろしいというふうな現在の私設無線電信無線電話規則では相成つております。現在には小さな漁船にはこれを強制しております。ところでこの補助設備の考え方でございますが、従来の無線電信法及びそれに伴つてなされたところの私設無線電信無線電話規則におきましては、公衆通信の確保という見地からいたしまして通信行政上必要だという見地で補助設備を強制して参つたのであります。ところが最近公衆通信の確保ということだけのためにこの補助設備を付けさせる、このために相当の負担を施設者にかけるというところは極端な欠くというふうな考えられるようになって参りました。従つて今後は専らこの補助設備なるものは船舶の安全の見地からこれを考えるというふうな方針を改めて参つたのであります。それはもう一つ他方面から申しますれば、船舶の安全の見地から、いわゆる海上における人命安全條約、或いは我が国の船舶安全法で或る船に無線施設を強制しますが、小さな船或いは近海を航路と

するような船にはこれを強制しておらないのであります。ところでこの無線設備を強制しておらないのに拘らず一遍自分で無線設備を持つたためにはどうも補助設備を二重につけなければいかんという事になりますと非常に大きな疑問があります。一昨年のロンドンにおける海上安全條約におきましても、その義務無線電信の範囲は従来の千六百トンから五百トンまで拡大はされましたが、それにも拘らずこの拡大された範囲には補助設備というものも強制してありません。その精神は要するにないよりは一つでもあつた方がよいという事だと考えております。従ひましてこの電波法におきましては、我が国の船舶安全法の強制する範囲にこれを止めたのであります。尙これを持つという事は非常に好ましいことであるから、船舶の安全に関する法律等におきまして十分審議されて、その範囲を拡大されることを私共として希つておる次第であります。

○小林勝馬君 今の説明からしますと、小さな船は安全だ、危険じやないというふうな解釈されるような御説明ですが、私共には言わせると、現在非常に日本の船舶は、御承知の通り、戦艦八・八型というものが四八%も占めてゐるような現状からいたしまして、こういう小さな船こそむしろ義務無線を助成すべきであるというふうな考えられます。尙又、今の説明からしますと、船舶安全法の第四條から改正して行かなくちゃならないかとも思われますが、ここにおいてわざ／＼この義務無線通信はこういうものには付けないでいいというふうにはつきり謳わな

くてもいいのじやないか、むしろ全部付けた方がいいのじやないかと考えられます。尙又近海という御説明であります。尙又近海でという御説明であります。遠洋に出る場合には付けさせる御意図であるのか、その辺も承りたい、この除外される船舶は一体どれくらいお考えになつておるか、その点も承わりたい。

それから第二項におきまして「前項の補助装置は、船舶の最高満載き、水線上のなるべく高い安全な位置に設置することを要する」とはつきり限定してあります。本装置に對しては何らそういうようなことは書いてないが、本装置はまさかき、水線上に持つて行くこともないでしようが、そういうき、水線以上でなくてもよろしいという意味なのか、御説明願ひたい。

○政府委員(網島毅君) 私共といたしまして、小さな船が安全だとは決して考えておらないのであります。或いは御説のように小さい船こそ必要の場合もあると考へます。ただ、私共といたしまして、この海上における安全についてのいろいろ規定は、我が国にも船舶安全法という法律がありますので、その方でも十分審議されて規定される方がよいのじやないかというふうな考へております。電波庁管轄といたしましては、勿論この全部の船が予備設備を持つことは望ましいというふうな考へております。行政面におきましては、それを懲罰して行きたいというふうな考へております。ただそれを義務づけさせるためには、強制するためにはどうしても法律の裏付けがないといけませんので、それで第三十四條が作られたわけでございますが、強制するということになりますと、やはりそ

の根拠をどこかに求めなければならぬ、その根拠は船舶安全法であるというふうな申上げた次第であります。

それからその補助装置は、これは船が遭難して相当浸水してもこれが働くようではなければならぬのであります。この満載き、水線上云々という條件は必要でございますが、主装置は、設備そのものが大きい関係上、必ずしもこの條件を満足し得るとは限つておりません。従ひまして主装置がその船の中心にあるような場合には、必ずこの予備を持たせまして、予備設備で以て緊急の際の通信をやらせるといふふうな考へておるのであります。それはこの第三項にもございまして、この「送信又は受信の主装置が前二項の條件を具備するときは、その補助装置を備へることを要しない」というふうな考へておる次第であります。この條件を充たしますから、予備設備は要らないというふうな考へておる次第であります。尙現在の義務無線を必要とするところの船舶は約七百五十隻ありまして、その他の船舶は約二千五百隻でございます。

○小林勝馬君 ちよつと前に戻ります。三十二條で「その操作のために必要な計器及び予備品」というふうな相成つておりますが、この必要な計器とはどういふもので、予備品とはどういふものでありますか、ちよつと説明を願ひます。

○政府委員(網島毅君) いろいろ細かいものがございまして、主なものの上げますと、計器といたしましては、波長計それから蓄電池の比重を計つたりする比重計でありまして、予備品と

申しますのは真空管、或いは蓄電池の蒸溜水或いは硫酸というふうなものであります。

○小林勝馬君 この予備品というものが往々にして同じ数量を持つておらんくちやならんかと、又アンテナのごときも張り替へがきもしないのに張り替へをするだけの長さを持つておらんくちやならんかというふうな從來まであつたのであります。實際問題として継ぎ足しなら継ぎ足しだけでも間に合ふ。乃至は特別に短いアンテナを張つても間に合ふというふうなこともあり得る筈なのですが、今後そういう点に留意して従業員と申しますか、従業員の實際の経験に徴してこれに對してはやつて貰ひたい、かようにお願いする次第であります。

次に三十五條におきまして「義務無線電信の通信室には、非常燈を備へなければならない」というふうになつておりますが、この非常燈の備へ乃至はその第二項において「航海船舶との間に送話管又は電話を備へなければならない」というふうな相成つておりますが、この義務無線通信でいのかそれとも普通の、全般的にこれは強制的に付けるべきだと思ふのですが、その点どうですか。

○政府委員(網島毅君) 先ず非常燈の問題であります。これは船が遭難いたしましたときでもこの遭難通信が十分行へるというところのために付けて置くのでございまして、従つてこれにローソク一本という程度では不十分であります。大体私共考へておりますのは、石油のランプでありますとか、或いは又二次電池、蓄電池を利用した電

燈というものを考えております。

それから第二項の送話管或いは電話の問題であります。これは義務無線電信のみに限定しております。と申しますのは、第一この義務無線電信を置かなければならない船は相当大きな船でありまして、無線室とブリッジとの間は相当距離があるということも考えられます。従つてこの遭難や何かのときの指揮その他通報を迅速にするためには是非この送話管又は電話というものが必要になつて来るのであります。この義務無線電信、いわゆる船舶安全法の義務無線電信を置かなくともいい船までこれを拡張するというところにつきましては、無線そのものが義務付けられておらないのでありますから、そこまで言うのは行き過ぎではないかと考えるのであります。而も小さな船になりますと、こういうものがなくても声で以て直ぐ意思を通ずることができるといふことがございますので、この條件は付けないことにいたしました。尙これは現行通りでありまして、條約もこの通りになつておるわけであり

ます。

○小林勝馬君 どうもその点がおかしい、義務無線電信以外の無線電信室には非常燈が要らない極端に言えば……というふうな御説明であります。乃至はブリッジとの間に送話管は必要ない。呼んでも聞えると言ふのですが、さつき説明の千六百トン以下の船、千五トンの船はそれやおおいと言つても聞えるか。そういうものは必要ないというのにはちよつとおかしいので、むしろ義務無線電信というのを無線電信に、第二項においては義務無線電信の義務を取つて普通の無線電信の通信室

に持つて行くのが当然と思ふのです。が、どう考えられますか。

○政府委員(網島教君) 電波の主管庁といたしまして、この義務の資格を取つて頂くことには異存は勿論ございせん。成るべくこういふものはあつた方がよろしいのであります。併しなから苟しくも法律を以て国民の権利を縛つて行くということにつきましては、非常に慎重を要すると思ふのであります。成るべく国民を縛る條項は少い方がよいと考えます。

従いまして、非常燈であるとか送話管というような問題も、どうしても義務無線電信を置かなければならないという法律を以て強制しておるといふ点に限定するのが普通の考え方ではないかと私共は考えておる次第であります。

○小林勝馬君 私も満足しませんが、これは私共の方で考慮いたしたいです。

それから三十七條におきまして、オート・アラームを付けた場合は、これは人を節約するといふふうにお考えになつておるのかどうか、先ずこれを伺いたい。

○政府委員(網島教君) この三十七條におきましては、緊急自動受信機を人を減らすために置くといふことは考えておりません。これは海上の安全をできるだけ確保するためにこういう設備を付けた方がよい。付けたからにはやはり十分な機能を發揮しないと人命上大きな問題ですから、一定の規格に合ったものでなければならぬといふふう

に考えておる次第でございます。併しながら一方海上における安全條約におきましては、緊急自動受信機を持つ

た船はこれに相当する通信士を置かなくてはよろしいということになつております。従つて我が国におきましては通信士の数を減じてよいじやないかという意見が多数ございます。併しなから私共は現在の、少くとも現在の段階におきましては、この緊急自動受信機はまだ十分に働くといふ、間違いないのだといふことを断定するまでに至つておりません。従つてこの受信機を置いたからといつてそのために通信士を減らすといふことは考えておりません。この問題は將來そういう立派な機械ができたときに改めて考慮したいといふふうにお考えしております。

○小林勝馬君 この言葉を聞いて私共安心しておるのであります。この現在の緊急自動受信機なるものはそれ程な安全になつておらない実情から、この法律によつてそれを以て人に替へるといふふうにお考えられる向があるもので、非常に心配されるわけでござい

ます。次に三十八條におきまして「技術基準に適合するものでなければならぬ」といふことは、無線設備の技術基準を定める目的は那邊にあるのか、いわゆる極端に申しますと、低下した技術基準を決定された場合は、従事員は非常に困つて苦心しなくちやならないという面が出て来るのではないか。そういう点を承わりたい。

○政府委員(網島教君) この技術基準を決定する理由をいたしまして、この法案にもございしますように、先ず電波は混信をなくするために質のよいものでなければならぬ。一定の質を持つていなければならぬといふことが

ございします。それから先程御説明いたしましたように、人畜その他に被害がないように一定の安全装置を持つていなければならぬ。それから又只今御説明いたしましたオート・アラーム等は一定の規格に合格したものでなければならぬといふ條件がございます。従つてそれらの條件を充すために設備はどの程度の技術基準に達しなければならぬとか、言ひ換えれば電波から出る周波数の偏差及び幅、高調波の強度はどの程度でなければならぬといふような問題、それから無線送信装置には高圧に直接手が触れないようにしなければいかんといふような細かい基準は電波監理委員会規則で定めることになつております。

○小林勝馬君 只今長官の説明のような技術基準であれば、我々はそう心配することはないが、例えば機械はこの程度でよろしいとか、あの程度でよろしいといふような技術基準といふものを一方向的に官庁で考えられたのを實施させることはどうかと思われ

ます。質問をしたような次第であります。今のような説明の程度の範囲ならば一つも心配はないのですが、その点を十分御考慮の上、規則を制定して頂きたいことを申し添えて置

ます。○政府委員(網島教君) 十分留意いたします。尙規則を定める場合は公聴会を開きますし、事前に関係の申請者或いはその従事者という方面とも十分連絡を取つて行きたいと考えております。

○小林勝馬君 三十九條であります。が「その他電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない」となつて

おりますが、この電波監理委員会規則で定める程度はどの程度か、又この修理又は監理はどうなるか、その辺を承りたい。

○政府委員(網島教君) この電波監理委員会を除く場合は、先程御説明申上げましたいわゆる測定機、これらもやはり無線設備でございますが、そういう測定機を操作するものに一々資格を強制することは困難であります。又実益もございせんので、そういうものは除外したいと考えております。

○小林勝馬君 今のは修理業務に携つておる人、乃至監理業務に携つておる人をその対象とするかしないかということ

です。○政府委員(網島教君) 修理業者或いは監理業務に携る者にはこれは適用しません。

○小林勝馬君 修理業務、監理業務に携つておる者はいわゆる免許資格者でなくてよろしいという意味ですか。

○政府委員(網島教君) さようでございします。修理業者として最も普遍的なものはいわゆるラジオの修理業者であります。現在我が国におけるラジオが、相当技能が悪く、一般大衆が非常に迷惑するといふことはしばしば聞くのであります。といつてこのラジオの修理業者の技術までこの法律で縛るといふことは、余りにも政府の監督権を強大にするのであります。そういうものは直接にこの修理業者を利用するところの一般大衆が選択して修理業者に物を頼むといふふうにして、自然淘汰に任すべきだというのが私共の見解であります。

○小林勝馬君 そうすると、今ラジオの問題が出ましたから、ラジオの修理関係は先に質問しますが、現在復員その他によりまして、ちよつとラジオを聞き慣れたような人が沢山修理をやつておる。この人々によつてむしろ機械を損うとか、いろ／＼な点で非常に国民が迷惑しておる面が沢山ある。これに対して従来のようにNHKその他で認定と申しますか、何か特殊の修理業者というものを今後お作りになる御意思はないのですか。

○政府委員(網島教君) 現在のところそういう意思は持つておりません。この法律で以て国民を義務付ける、国民を縛るというのは、国全体としてどうしてもそうしなければ外に方法がないというものに極力範囲を限定すべきだと私共考えております。先程申し上げましたように、この修理業者は、何もその人だけではないと申す。外にもよい修理業者がある筈でありますからして、利用者はよい方を利用すれば、自由にそれを撰択してうまくやつて行けるというふうに考えております。

○小林勝馬君 併し実際問題としてこれは必要があると私共は考えておりますが、従来のように多少でも講習なり何なりを受けた者がやるべきであるというふうに考えられます。

次に、修理業者は無線従事者の資格がなくともよい、そういうことは考えてはならないというさつき御答弁でありましたけれども、船舶の修理をやる、乃至はそのテストをやる、いろ／＼なことをするに、無線の資格者でなく、一般の普通の人のことをやらしてよいかどうかということが非常に私疑

問であります。その点も無線従事者でなくともよろしいというふうにお考えですか。

○政府委員(網島教君) 修理する場合に、その設備を船から下して、そうしていろ／＼配線をやり直すとか、いろいろの修理があると思いますが、そういう場合に、それが無線従事者でなければならぬ、いわゆる免許を持つていなければいけないという根拠は私はないと思ひます。若しもそれが必要だということになれば、一般の無線製造会社の従事者が全部を持つていなければならぬということになるわけでありまして、ただ船で据え付けたままいろいろ調整するとか、或いは又機械を修理するという場合には、必然的に最後の試験として電波を出すという部分に伴つて参ります。電波を出すということになれば、これは一定の資格を持つ無線従事者でなければ出せないのでありまして、従つて、そういう方面の修理業者は資格を必要とするということになるのであります。

○小林勝馬君 次に四十條になります。四十條の各級の従事者とも、電力で区分けをし、制限をしておるようになつておりますが、これは国際條約にもそういう点は見当らないやうでございますが、どういふ基準で定められたのか、その点を御説明願ひたい。

○政府委員(網島教君) この通信士の方の資格條件に電力を持つて参りましたのは、これは技術操作の方面の資格であります。技術操作の資格と申しますのは、機械の複雑の程度によつて決めなければならぬのであります。ところでその機械の複雑の程度といたうことを一々細かく規定することは

實際上非常に困難であります。従つて大体電力で以て分けまして、二キロワット以下であればその無線設備そのものはその複雑でもないという点から、その技術操作が二級、或いは二級でよろしいというふうな電力で以て分けた次第であります。勿論これはお説のやうに國際條約にはこういう規定はございせん。條約すべてにこういうものを、各国の国内法にこれを委任するに申します。国内法で決めるやうにということになつておる次第であります。

○小林勝馬君 それならば、例えば空中線で二百五十ワット以下とか、七十ワット以下とかいうふうな適当に日本考案の下にやられたという御説明であります。漁業用の海岸局のごときはもう少し上げて、五百ワットぐらゐまで持つて行つても差障りはないのではないかと、第二級通信士の方でありますが、この点はどういふふうにお考えですか。

○政府委員(網島教君) この漁業用の海岸局は、現在大部分は二百五十ワット以下のものではあります。従つて實際上余り支障は起らんと考えております。若しこの電力が五百ワット或いは一キロというやうな海岸局であります。局そのものが相当大規模なものであると、放信範囲も相当広いといふことになりまして、そういう海岸局には当然二級の無線通信士を置くのが適当じゃないかと私共考える次第であります。

○小林勝馬君 この上段の部で、聴守員級の無線通信士を復活されておりますが、實際現実に従来の聴守員級ぐらゐのものであつて、有名無実と申しますか、外の職務を持つていながらただ名目のみ聴守員級を以て当てられた

面が非常に多くて、そういう面を是正するために聴守員級を今まで除外されておつたと思ひますが、わざ／＼ここで又活かされた理由を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(網島教君) 現在の私設無線電信電話規則におきまして、御承知のやうに聴守員級というのがございまして、これは先程御質問があつた、いわゆるオート・アラームと相並んで考えられておるものでございまして、OSのウオッチに必ずしも二級とか二級とかいう立派な無線通信士がいなくてもよいじゃないかと申します。これは電波を聞くだけであります。送信機をいじらないのであります。従つて電波によつて混信を起させるといふやうなことはございせん。ただ完全に遭難通信或いは緊急通信を受ければよいわけでありまして、資格そのものはさうやかましく言わなくてもよいのであります。これを全然止めてしまつたらどうかという御意見もございまして、併しながら、これを止めるということになりまして、現在聴守員級で間に合せておるといふところになつて、通信士を余計に乗り込ませなければならぬといふことになりまして、現在この制度がございまして、支障なく行かれておるものであります。現在通り制度を起したわけでありまして、

○小林勝馬君 現在通りと言われるが、現在は聴守員級は廃止になつておると思ひますが、現在聴守員級を設定しておられるのですか。

○政府委員(網島教君) 現在でも聴守員級といふのはございまして、ただ無線局の定員の中にはこれを含めておらな

いといふことだけでございまして。

○小林勝馬君 この聴守員級でもつと質問したいのですが、時間の関係がありますから、四十條中途半端でございしますが、これぐらゐで一応打ち切りたいと思ひます。

○委員外議員(千葉信君) 委員外の発言をお許し願ひたいと思ひます。

○委員外議員(松野喜内君) 皆さん御異議ありませんか。

○委員外議員(松野喜内君) 御異議ないと認めます。千葉議員。

○委員外議員(千葉信君) 電波長官にお尋ねいたしますが、この電波関係法案の施行の期日というものは、法案が施行されてから一カ月以内という形になつております。その実施期日というものは相当無理があるといふことを私共考えております。併しこの期日の問題について、一応国会の審議の状況と照合して、而も期日自体に對しても或いは国会がどういふふうな結論を下すかも分らない。その外この法案はいずれも重要で、特に電波法案その他におきましては、或る程度国会の中ではこのままで通過するといふことは非常に困難な状態に置かれておると思ひます。これは又御存じかと思ひます。従つて私共の問題に關連しまして、非常に最近不服を感じておりますことは、先程の電波長官の答弁では、電波監理委員會の規則のやうなものを制定する場合には、予め一般から意見を聴いて、公聴会のようなものを開いて最後の決定をしたいといふお話でございまして、本当にさういふやうなことを取計らうつもりであるかどうかといふことについて一応の疑問を持

つておるわけでありまして。こういうこととは最近におきまして、電波監理委員会規則のようなものを、この案件のようなものを出して地方において公聴会を開いておるといふ情報があるのをごさいますか、一体これは事実であるかどうか、もつと具体的に申し上げますと、地方の電波監理局長の名前で以て一般の人々を集めて意見を徴しているという情報であります。従つてその内容におきまして私共聞いておりますことは、現在国会に提案せられておつて、今国会で審議中の法律案をこれを大体通過したという前提の下で諸君の御意見を伺いたいというふうな態度をお取りになつておるといふ話でございますが、それは一体事実であるかどうか、若しそれが事実であるということになりますと、国会で審議中であり、或いは若し最後には相當の修正を施される場合があるかも知らんが、ところが仮定の問題であるところの、国会に提出中の案件を出して、これに對して諸君の意見はどうだ、こういうことを若し聞いて歩いたとすれば、それは一体何のためにそういう苦しいやり方をしてゐるか、若し実施期日が迫つておるから、法律が通過後において追つておるからそういうふうに取り急いで仮定の問題で意見を聴かなければならないというふうなお考えだとすれば、私共はこの施行期日について国会としては考慮を加えなければならぬ、そういう仮定の問題を出してやらなくてはいいように施行期日というものに対しては私は十分に考慮を加えなければならぬということになつて来るわけでありまして。

それからもう一つは、そういう仮定

の問題について聴取したところの一般の公聴会における意見というものが、法律が制定されて通過された際に訂正された場合には、全面的にそれを白紙に返すものとすれば、勿論これは白紙に返して頂かなければならないけれども、私共はその場合におきましても、從來の経験かいいまして、そういう公聴会において述べられた意見というものは、或いはそれに対して採用しない、採用するというような態度について、は、予めそれが先入感となつて将来も非常に悪い禍根を残す虞れ多い。そういう点から言ひましても、私は仮定の問題を出して公聴会を開くというふうな不謹慎な態度というものは取るべきでないし、又そういう態度を取るといふことは、非常に国会を軽視するといふ考え方に連なるものではないか。こういうふうな、私は非常にその問題に不満を持つておるわけですが、一体そういう公聴会を開いたかどうか、確実な情報として私は聞いておりますが、その事実と、それから若しそういうことになるならば、我々としても相當な考慮を加えなければならぬと思ひますが、例えば施行期日の問題にいたしましてもそうでありまして、只今長官からこの問題についてはつきりした釈明を聞いて置きたいと思ひます。

○政府委員(網島教君) お答えいたします。私共は地方電波監理局において公聴会を開いていろいろ意見を聞いておるといふことは存じません。恐らく何かの間違ひじやないかと考えるのでありますが、併しながらこういうようにこの法案が通るか通らないかは、これは別であります。これは国会が決めになるので、私共は予見できないのであります。併し法案を国会に提出いたしました政府といたしまして、その法案が若しこの国会を通過したならばどういふ規則を出さなければならぬかといふことを予め考慮する、準備するといふことは當然の義務かと考えます。それは現に本委員会におきましても、一体どういふ規則を出すつもりか、案を見せろといふ御注文がございまして、従つて私共は鋭意その準備をやつておるわけでありまして。この電波法に伴う規則は私共の現在の考えで参りますと、約全体で千條に亘る非常に大なるものであります。従いまして、これをまとめ上げるといふことはなかつた一月や二月の期日じやできないのであります。これには十分な準備期間といふものが必要であることは事実であります。この法案は、政府といたしましては昨年の臨時国会に提出するつもりで準備を進めておりました。ところが、なかつた本国会へ提出されたのであります。昨年の臨時国会に提出するときにおいですで約半歳近く準備期間といふものを考えまして、四月二日以降であつてはならないといふふうになつて縛つて、できるだけ早く新しいこの民主的な法律によつて電波行政をやつて行きたいという政府の意欲を示したわけでありまして、従いまして私共といたしましては、できるだけこの法案を早く国会で審議して頂きまして、政府といたしましてはこれを国会を通過して実施されることを希望しておるわけでありまして、政府といたしまして四月一日からこれを施行したいといふ意欲には変りはないでございます。従つて行政庁としてこの規則の準備を進めております。従つて

この規則の案を作ります前に十分現地の意向を聞くといふことは是非必要であると考えております。従いまして、過般地方の幹部を集めましていろいろ意見を聞いたこともございまして。その幹部が帰つて又自分の部下なり或いは又関係者の意見を聞くといふことは、これはあり得ることだと私共は考えております。併しこれは決して御説のようにならぬ公聴会といふような公的な性格を持つたものでは断じてない。私共は考えておるものであります。勿論監理局長には規則を決める権限もございまして、又私共にも現在はないのであります。ただ案を作成して次の監理委員会に提出する、それで電波監理委員会がその會議の結果によつてこの規則を決めて行くといふ次第でございます。尙施行期日につきましても、事務的にいへば電波法と電波監理委員会設置法及び放送法は同時に施行されることを期待しておるのであります。放送法案が若し国会を通過するといふことになりましたらば、日本放送協會の登記その他新しい協會に移り変わるための手續が二十日以上は絶対に必要だ、これは事務的に必要だといふことをその登記の方面の機關が申し出ております。従いまして、私共といたしましては、一日も速かにこの法案が国会を通過することを願ひしておる次第でございます。

○委員外議員(千葉信君) 只今の電波長官の御発言を聞いておりますと、正常な形においては、準備期間を設けるとすれば、この法案を立てる當時から約半年後の四月一日といふことをもくろんでおるようには私は今承りませんが、そうだとすれば、今こゝでも三月に入らうとしている現在の段階において、四月一日という施行期日についてはこれは非常に無理なことだ、従つてこの施行の期日の点については国会として十分考えなければならぬし、そういう点についてはこれは国会の方において何らかの結論が出ることを思ひますが、従つて今提案せられておる四月一日を目途とした考え方を立案当局は持つておられる、行政府の立場からいへば施行についての準備を進められておるといふことについて、これは一応了解はできますけれども、併し問題はそういう国会の審議がこゝまで延びておるに拘わらず提案當時の考え方によつて準備を進められておるといふことは私は非常に不満に堪へない、先程の小林委員の質問に對しては公聴会等を開いて民主的に決定するようになつていふような御答弁をなされましたけれども、少くともその後私に對する答弁においては少々食ひ違つた答弁をされておる。正式な公聴会ではないといふことを言つておられるけれども、一応民間人を集めていろいろ意見なり考えを徴しておられる、ところが先程の電波長官の答弁から言つて、これからそういう措置を講ずるといふふうな形に私は承つたし、又實際上においてもそうなくてはならない。今国会において法律案が審議最中で、而もどういふふうな修正されるか分らない状態にあるとすれば、これはやはり仮定の問題についての公聴会も又公式なものでなくとも、意見を徴するといふことになればやはり確定したものに基づいての意見でなければならぬし、従つてそれ以前におけること

昭和二十五年三月十三日印刷

昭和二十五年三月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所